

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 16 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第 24 号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「7 月から 9 月まで」を「6 月から 10 月まで」に改める。

(1) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 28 号）第 22 条第 20 号

(2) 鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年鴨川市規則第 25 号）別表第 3 の 8 の項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

